

芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者を指定しました

芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋市立あしや市民活動センター）で審議の結果、芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者の候補者が選定され、芦屋市議会に議案を提出し、芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者が指定されました。

1 公募した施設

名 称 芦屋市立あしや市民活動センター

所在地 芦屋市公光町5番8号

2 指定管理者

名 称 特定非営利法人あしやNPOセンター

所在地 芦屋市親王塚町2番1号

代表者 理事長 石本 章宏

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 周知方法 「広報あしや」8月号及び芦屋市ホームページ

イ 募集要項配布期間 令和元年8月1日から令和元年9月13日まで

ウ 現地説明会 令和元年8月21日（参加法人2社）

エ 申請受付期間 令和元年8月1日から令和元年9月13日まで

オ 申請法人 2法人（特定非営利法人あしやNPOセンター・株式会社ハウスビルシステム）

(2) 指定管理者選定・評価委員会の開催

ア 第1回（令和元年7月11日）

募集要項及び業務仕様書について説明、選定基準及び審査要領について協議及び決定

第2回（令和元年10月10日）

書類審査並びに面接審査の実施方法について協議及び決定

第3回（令和元年10月24日）

書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

(3) 選定方法

芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者の候補者選定基準に基づき、法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い、選定しました。

ア 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、除外要件となる次

の条件のいずれにも該当しないことを提出された申請書類により確認しました。

(ア) 提案した額が予定価格を超える法人

(イ) 経営状態について懸念のある法人

(ウ) 管理運営について懸念のある法人

イ 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者の候補者選定基準に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定しました。

(4) 審査結果（1, 000点満点）

特定非営利法人あしやNPOセンター	767点（候補者）
株式会社ハウズビルシステム	650点

5 指定管理者指定の経過

令和元年12月2日 芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者の指定について
議案提出

令和元年12月5日 総務常任委員会において審議

令和元年12月20日 芦屋市議会本会議で可決

令和元年12月23日 指定管理者指定の告示（芦屋市告示第1874号）

6 問い合わせ

企画部市民参画課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-38-2007（直通）

FAX：0797-38-2004